平成２８年（フ）第１４３６号
札幌市清田区里塚緑ヶ丘７丁目３番12号
債務者　小倉　幸雄
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５１号
札幌市豊平区中の島１条２丁目４番32号
コーポ・リラ401号
債務者　神　　太郎
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４５８号
札幌市厚別区青葉町11丁目16番10号　メイプルタウンＪ102
債務者　熊谷　美鈴
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５５号
福島県南会津郡南会津町関本字百一558番地３、前住所福島県南会津郡田島町大字関本字百一558番地３
債務者　猪股　広道
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
京都府福知山市字天田186番地の１　若竹マンション312号、前住所京都府福知山市字篠尾1037番地の２　光マンションＡ103号
債務者　有馬　孝雄
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
熊本県八代市田中町300番地３　（Ｂ）
債務者　橋口智恵美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月26日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第３５号
北海道滝川市滝の川町東２丁目16番２―2025号　滝の川団地
債務者　柳町　京子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２８年（フ）第７９号
北海道室蘭市中島町３丁目39番12号
債務者　工藤　亮太
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
北海道登別市登別温泉町115番地青葉寮36号、前住所岐阜県関市板取4878番地
債務者　長屋　久明（旧姓井口）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８１号
北海道室蘭市宮の森町３丁目６番12―302号
債務者　三上　定之
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
福島県会津若松市大塚２丁目７番16号、前住所兵庫県伊丹市中野東２丁目86番地　市営新田中野住宅３号館109号
債務者　佐藤真奈美（旧姓関谷）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福岡県大牟田市不知火町２丁目９番地10　ニュー不知火ハイツ203号
債務者　加藤　美保
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第６１７８号
東京都足立区大谷田１丁目25―１　足立区立あすなろ大谷田
債務者　菊池　優花
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８６号
千葉県佐倉市西志津２丁目17―25―101
債務者　宮田　英明
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８７号
東京都板橋区高島平２丁目28―６―644
債務者　政岡　香織
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６１８８号
埼玉県所沢市寿町23―２　グレーシアタワーズ所沢Ｓ―502
債務者　牧野　泰己
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部